

トピックス記事『シーティング 制度・歴史・質の評価』

執筆者

医療法人社団永生会

研究開発センター 副センター長

地域リハビリテーション支援事業推進室

一般社団法人日本リハビリテーション工学協会理事

石濱 裕規

1. はじめに

本稿では、「シーティング」をとりまく制度の現状、歴史的経緯を概説する。続いて、リハビリテーションの質の評価という観点から、シーティングの実践における、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）を概観する。

2. 制度概況

「車椅子や電動ベッドは、欧米では医療機器に属して」¹⁾おり、中国でも医療機器として製品登録管理されている²⁾。

我が国において、車椅子等は「治療用」ではない補装具、ないし、福祉用具として扱われている。「各種健康保険による治療用装具では、義肢・装具は作製可能ですが車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的ではないため作製ができません」³⁾と補装具費支給事務ガイドブック（公財）テクノエイド協会）には、記されている。

車椅子等の主たる公的支援は、障害者総合支援法下における補装具費支給制度と介護保険法下の福祉用具貸与制度に大別される（図 1）。労働者災害補償保険法等の社会保険が適応となる場合、上記制度に優先される。補装具費支給制度では、平成 30 年度より、借受けが導入される。すなわち、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする⁴⁾こととなり、座位保持装置の完成用部品等が対象となる。

一方、福祉用具貸与制度においては、平成 30 年度より「全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う」こと、そして、福祉用具専門相談員に対して、「機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける」という改正がなされる⁵⁾。

障害者総合支援法に基づく補装具支給制度の決定件数・金額（「平成 28 年度政府統計」⁶⁾より作成）を図 2 に示した。身体障害児・者の基準の補装具、難病等の基準の補装具、特例補装具の総支給件数 161,803 件中、車椅子・電動車椅子・座位保持装置・座位保持椅子の決定件数は、38,334 件と 1/4 近くのにのぼっており、総購入金額の 5 割程を占めていることがわかる。なお、スポーツ専用車いすは、「その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない」⁷⁾とされる。

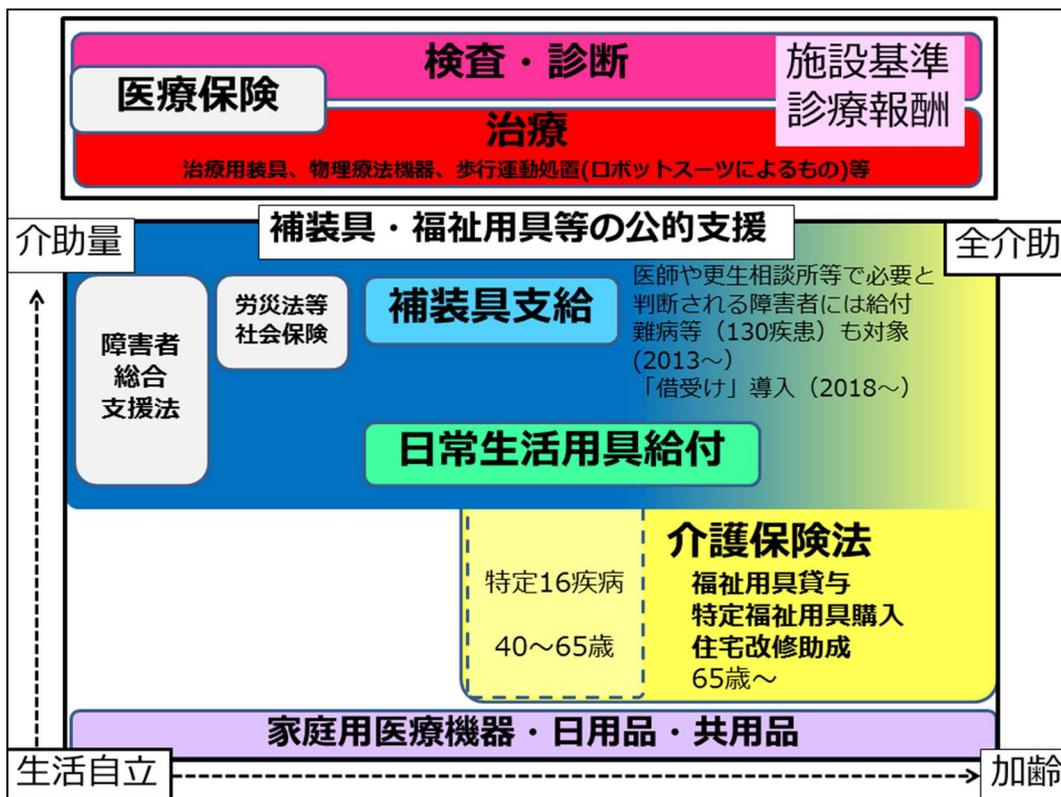


図1 補装具・福祉用具等の公的支援制度の概要

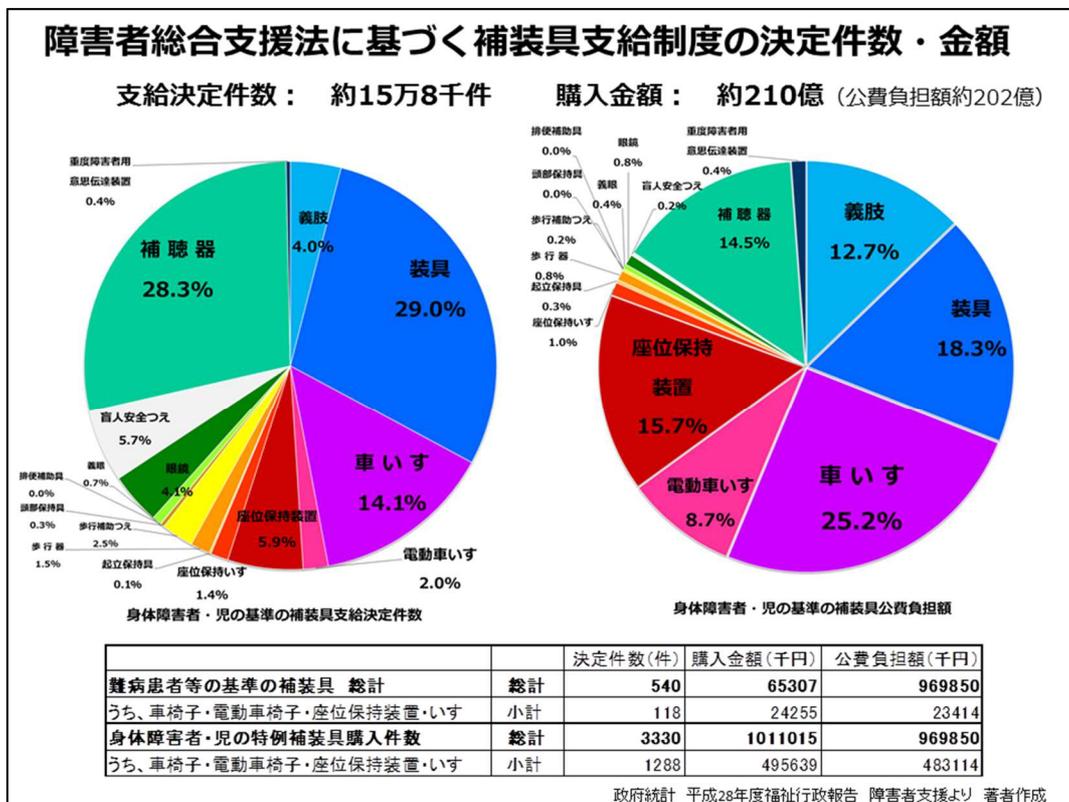


図2 補装具費支給制度の決定件数・金額

介護保険法に基づく福祉用具貸与の給付件数・単位数（「平成 28 年度介護給付費等実態調査の概況」⁸⁾より作成）を図3に示した。「車いす」件数は、8,258,900件（9.5%）にのぼり、5月から翌年4月の各審査月分の合計件数であることより、月あたり件数に単純除算しても、70万人近い車いす貸与者がいることが推定できる。勿論、介護保険福祉用具貸与が在宅に限定されていることより、医療機関や療養型施設等の車椅子利用者は上記には含まれない。介護療養・老健・特養の介護保険3施設の総病床数に限っても、95万床を超えると推定され⁹⁾、各施設での車椅子利用者は原則施設備品を利用していることになる。なお、平成29年4月時点での要介護（要支援）認定者数は、633.1万人である¹⁰⁾。また、近年、通販サイトやホームセンター等での車椅子関連製品を見かけることも増えてきている。

車椅子利用者のうち、快適に問題ない座位環境・利用環境にある方がいかに多くかということを考えてみれば、シーティングの実践を含む生活支援に、理学療法士をはじめ、多職種が連携して取り組むべき課題が膨大であることがわかる。

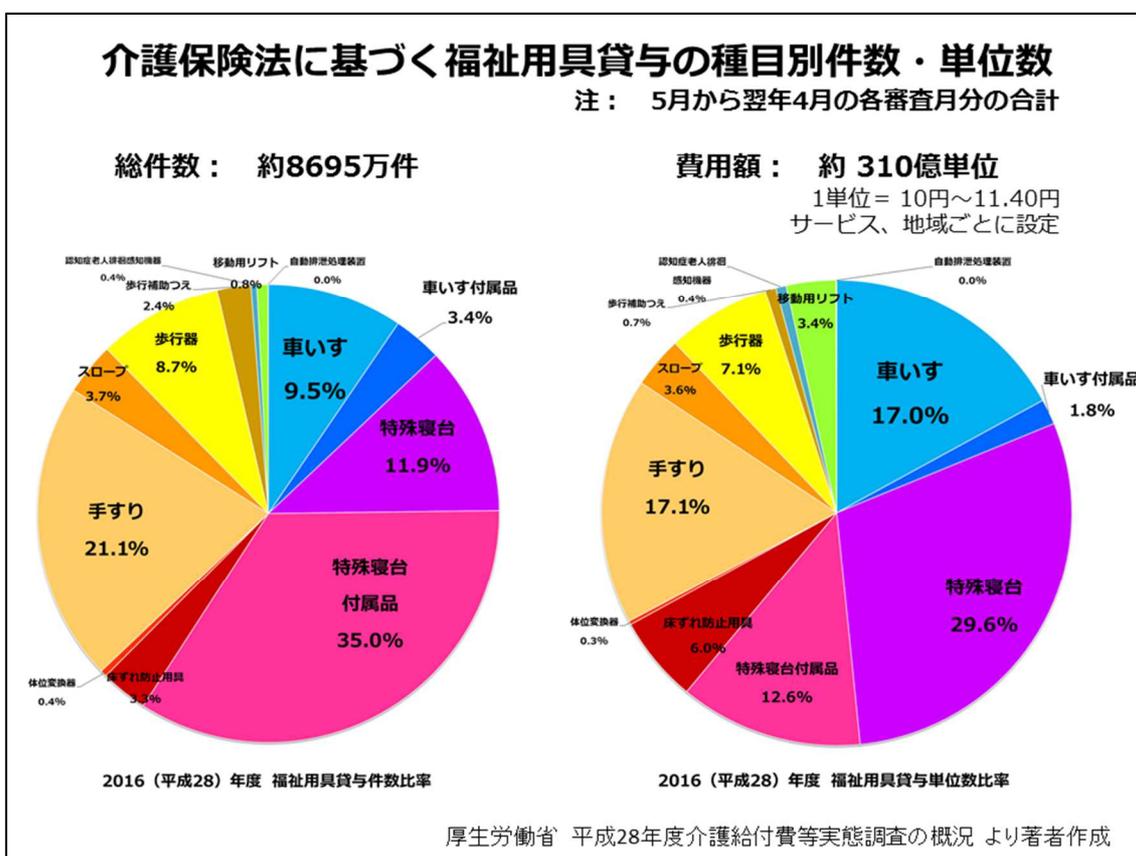


図3 福祉用具貸与の種目別件数・単位数

3. 歴史的経緯

1949年に身体障害者福祉法が公布され、翌年の施行により車椅子を含む補装具の交付が始まった(表1)^{11,12)}。1971年には車椅子のJIS規格が制定された^{13,14)}。1975年の労働者災害補償保険法改正により、補装具の支給が継続的に行われることになった。同時期より、主に小児分野で工房の仕事が広がり、次第に各地の義肢装具製作所でモールド型の座位保持装置が作製されるようになった¹⁵⁾。

1979年の北米リハビリテーション工学協会発足の影響を受け、我が国でも、1986年に日本リハビリテーション工学協会が設立され、現在に至るまで支援工学分野のユーザー・実務従事者・支援者が交流をはかることとなる。翌1986年には、テクノエイド協会が設立され、福祉用具関連の各種事業を担うこととなった。

1989年、1990年に、「電動車椅子」「座位保持装置」が相次いで補装具種目に追加され、今日の支給制度の基盤が形成された¹⁶⁾。以後、各地のリハセンターを拠点として障害分野を中心に高機能電動車椅子の普及も徐々に進んだ。シーティングに関連する海外の名著の翻訳紹介も次第に進み^{17,18)}、国立リハセンター等で多職種でのシーティング専門チームの必要性が提唱された¹⁹⁾。

2000年の介護保険法施行と福祉用具貸与制度の開始により、車椅子関連製品は多様化し、高齢者のシーティングも次第に注目されるようになった。反面、2006年の同法改正により軽度者への車いす貸与は制限を受けた。2013年の障害者総合支援法施行後は、難病患者等(130疾患+関節リウマチ)が補装具費の支給対象となった。

2016年には、リクライニング機能やティルト機能を含む手動、電動車椅子のJIS改正がなされた²⁰⁾。2017年には、「シーティング」が疾患別リハビリテーション料として算定可能であることが疑義解釈で記された²¹⁾。

表1 シーティングに関連する法制度・関連団体・学術動向

年度	事項
1949	身体障害者福祉法公布 車椅子を含む補装具の交付
1954	身体障害者福祉法改正 更生相談所の業務に「補装具の処方及び適合判定」が追加
1965	理学療法士及び作業療法士法公布
1968	義肢装具研究同好会発足（現 一般社団法人日本義肢装具学会）
1971	手動車椅子JIS T9201 T9202規格制定
1974	第1回「社会福祉施設の近代化機器展」開催（現 国際福祉機器展 H.C.R） でく工房活動開始 のちに全国工房連絡会議に発展
1975	労働者災害補償保険法改正 補装具の支給が継続的に行われることになる。
1979	RESNA (Rehabilitation Engineering Society of North America) 発足（北米リハ工学協会）
1983	ISS (The International Seating Symposium) 1st 開催（国際シーティング・シンポジウム）
1986	（現 一般社団法人）日本リハビリテーション工学協会設立
1987	（現 公益財団法人）テクノエイド協会設立
1988	義肢装具士法公布 車いす姿勢保持協会設立（車いす工業と日本姿勢保持協会の合併） （現 一般社団法人 日本車椅子シーティング協会）
1989	補装具種目に「電動車椅子」が追加
1990	補装具種目に「座位保持装置」が追加
1992	テクノエイド協会 介護実習・普及センター事業開始
1993	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）公布 （現 公益社団法人）日本義肢装具士協会設立 電動車いす安全普及協会設立
1994	「からだにやさしい車椅子のすすめ 車椅子ハンドブック」日本語訳書刊行
2000	介護保険法施行 介護保険福祉用具貸与制度開始 「車いすのヒューマンデザイン」日本語訳書刊行
2003	日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）設立
2005	NPO法人 日本シーティング・コンサルタント協会 設立
2006	障害者自立支援法施行 「現物給付」から「補装具費の支給」となる。 利用者は補装具の購入にあたり業者と契約という形式となる。 介護保険法改正 要支援および要介護1の利用者への福祉用具貸与制限 身体拘束廃止未実施減算の新設
2012	障害者総合支援法施行
2013	難病等の対象疾患（130 疾患）及び関節リウマチが補装具費の支給対象となる。
2014	日本支援工学理学療法学会 第1回学術集会開催
2016	リクライニング機能やティルト機能を含む手動、電動車椅子のJIS改正
2017	厚生労働省疑義解釈通知発出。「シーティング」で「疾患別リハビリテーション料」可能を明記。 i-CREATE2017(The 11th International Convention on Rehabilitation Engineering and Assistive Technology) 神戸開催（リハ工学分野のアジア国際学会として日本で初開催）
2018	障害者総合支援法改定 補装具費支給制度における借受けの導入 介護保険法改正 福祉用具貸与の貸与価格の上限設定、複数製品提示など

4. シーティングの実践における質の評価

ドナベディアンは、医療の質の評価において、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）という枠組みを提唱した^{22,23)}。世界の医療保険制度にも最も広く用いられているが、「リハビリテーション医療分野における有益な治療技術、チーム・アプローチ等の効果判定を取り入れた医療の質指標はまだ不十分である。」²⁴⁾

シーティングにかかるリハビリテーションの質の評価の試案を図4に示した。なお、同

表におけるプロセス・アウトカムの構成・指標の多くは、北米リハ工学協会（RESNA）による「車椅子サービス提供ガイド」、ならびに我々のシーティング実践におけるアセスメント・効果判定・満足度評価を参考に記しており、アセスメントシートは公開している^{25~27}。

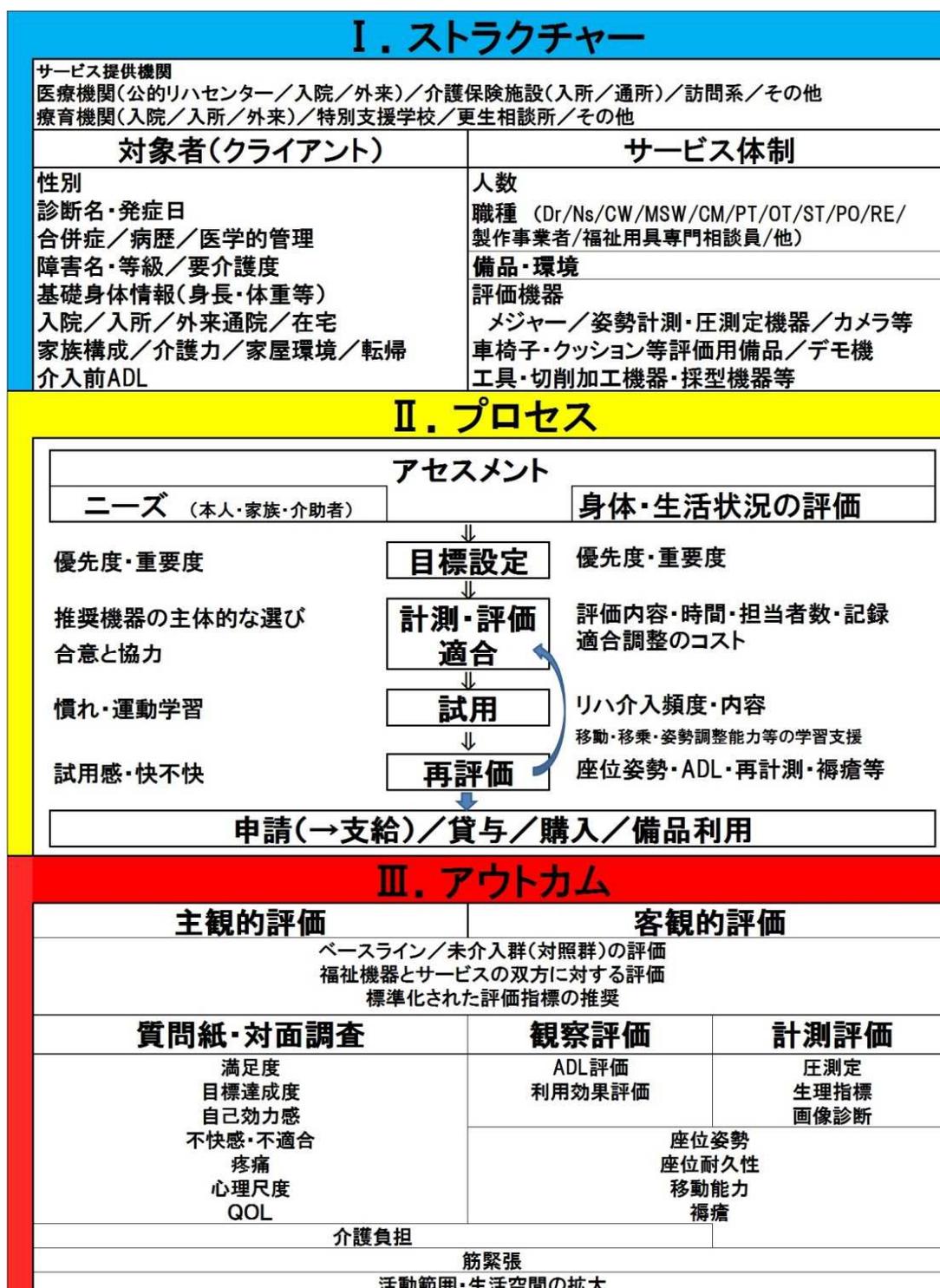


図4 シーティングにおけるリハビリテーションの質の評価(案)

ストラクチャーは、対象者とサービス体制に区分され、後者はチーム構成と備品・環境にからなる。当然、多職種かつ豊富な評価機器・評価用備品・調整加工環境が望ましいが、実情は各実践施設により異なる。評価用備品については、対象者は小児・障害者・高齢者と多岐にわたる。備品等が充実せずとも可能な範囲からの実践を躊躇すべきでなく、明確な目標があれば地域の事業者等も積極的に協力してくれるはずである。なお、介護保険貸与製品については、南多摩保健医療圏ならびに当法人シーティング・クリニックにて適合実績のある製品を、車いすデータベースにて紹介している²⁸⁾。

プロセスでは、ニーズの把握と身体・生活状況のアセスメントに基づき、クライアントとサービス提供チームの合意のもと、シーティングの目標を設定する。複数目標の場合、それらの優先度・重要度を定めることが効率的・効果的である。計測・評価・提案とクライアントの主体的な選びに立脚した適合調整を実施する。試用期間においては、極力、車椅子等への慣れと活用を促し、クライアントのニーズをかなえるようリハビリテーションの実践が重要である。再評価結果に基づき、適合機器の入手ないし再調整に臨む。

クライアントにとり手になり足になる道具の適合を支援することが目標である以上、アウトカム評価は主観的評価と客観的評価からなされるべきである。欧米では、目標の達成度、あるいは遂行度や満足度を指標とする評価も少なくない。福祉用具の満足度に関しては、QUEST日本語版が翻訳されている²⁹⁾。当法人のシーティング・サービスでは、同上を基として福祉機器とサービスの双方にわたる満足度調査シートを作成・実践しているが、認知症・高次脳機能障害対応事例もあり、評価困難事例が少なくない。多面的評価を目標とし効果判定シートも作成・実践しているが、定量化しうる一定の評価実績は、まだADL評価・圧測定・離床時間・褥瘡改善度等にとどまる。データベースからの後方視的評価が可能なFIMでは、適合前後のみにとどまらない長期的ADL改善、ならびに介入前ベースラインを基準化した未介入群との比較での全般的なADL改善を認めている³⁰⁾。圧測定や座位姿勢評価等については、記録データからの効率的解析手法の確立が課題である。

5. 結語

シーティングがチーム・アプローチである以上、クライアント・支援者のためにも、個別リハとしての算定にとどまらない診療・介護報酬上の評価が求められる²¹⁾。そのためにも、シーティングの実践における質の評価の充実と集積が求められている。

引用文献

- 1) 医工連携推進機構(編):医療機器への参入のためのガイドブック第2版. 薬事日報社. 東京. 2017.
- 2) 日本貿易振興機構(ジェトロ):中国における福祉機器・用品市場調査報告書. 2017. https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/5f22f8f4ed62cc7e/cnrp_201712.pdf (2018年2月28日引用)
- 3) 公益財団法人テクノエイド協会(編):補装具費支給事務ガイドブック. http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook_140610.pdf (2018年2月28日引用)
- 4) 厚生労働省:社会保障審議会障害者部会(第86回)資料 補装具費支給制度における借受けの導入について.

- http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000177872.pdf (2018年2月28日引用)
- 5) 厚生労働省：158回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1.
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000192300.pdf (2018年2月28日引用)
 - 6) 政府統計：平成28年度福祉行政報告 障害者支援.
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=00001034573&cycle=8&tclass1=000001108815&tclass2=000001108836&second2=1> (2018年2月28日引用)
 - 7) 厚生労働省：事務連絡 補装具費支給に係る Q&A の送付について (平成22年10月29日付). <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa38.pdf> (2018年2月28日引用)
 - 8) 厚生労働省：平成28年度介護給付費等実態調査の概況 (平成28年5月審査分～平成29年4月審査分). <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/16/index.html> (2018年2月28日引用)
 - 9) 厚生労働省：社会福祉審議会「第1回社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会」資料2-2. 療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて ～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～ に関する参考資料1.
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000126219.pdf (2018年2月28日引用)
 - 10) 厚生労働省：介護保険事業状況報告 (暫定) .
<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-1.html> (2018年2月28日引用)
 - 11) 内閣府：障害者施策の主な歩み. <http://www8.cao.go.jp/shougai/ayumi.html> (2018年2月28日引用)
 - 12) 大川嗣雄：日本における車いすの歴史. 車いす 第1版. 大川嗣雄, 他 (編), 医学書院, 東京, 1987, pp. 1-10.
 - 13) 高橋義信：車いすの歴史と発展. 伊藤利之, 田中理 (監). 車椅子姿勢保持協会 (編) : 車椅子・シーティング—その理解と実践—, はる書房, 東京, 2005, pp. 41-55.
 - 14) 桂律也：車椅子の歴史 第一回 『車椅子の歴史研究』の歴史. リハビリテーション・エンジニアリング. 2015 ; 30(3) : 79-82.
 - 15) 繁成剛：座位保持装置の歴史の変遷と今後の展望. 日本義肢装具学会誌. 2011 ; 271 : 34-38.
 - 16) 井上正剛, 榎本修 :
http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/hosougukenkyu/doc/hantei_manual_koukaiban.pdf (2018年2月28日引用)
 - 17) Engström B: 高橋正樹, 他 (訳) : からだにやさしい車椅子のすすめ. 三輪書店, 東京, 1994.
 - 18) Cooper RA.: 田中理, 大鍋寿一 (監訳) : 車いすのヒューマンデザイン. 医学書院, 東京, 2000.
 - 19) 廣瀬秀行, 高橋功次, 他 : シーティング適合サービス開始後 3年間の結果報告. 国立

- 身体障害者リハビリテーションセンター研究紀要. 2001 ; 22 : 15-21.
- 20) 経済産業省：手動車椅子，電動車椅子の JIS 改正.
<http://www.meti.go.jp/press/2016/10/20161020001/20161020001-4.pdf>(2018年2月28日引用)
- 21) 厚生労働省：保険局医療課. 疑義解釈資料の送付について（その13）（平成29年7月28日付事務連絡）.
<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=471528&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000172956.pdf> (2018年2月28日引用)
- 22) Donabedian A.: Evaluating the quality of medical care. The Milbank memorial fund quarterly. 1966; 44(3): 166-206.
- 23) Donabedian A.: The quality of care. How can it be assessed?. JAMA. 1988; 260(12): 1743-1748.
- 24) 一般社団法人東京都病院協会：平成27年度東京都医師会調査研究委託事業「回復期リハビリテーション病院機能のCI（臨床的・インディケータ）について」事業報告書.2016. http://www.tmha.net/poster_pdf/20160915reha.pdf
- 25) RESNA: Wheelchair Service Provision Guide.
<https://www.resna.org/sites/default/files/legacy/resources/position-papers/RESNAWheelchairServiceProvisionGuide.pdf> (2018年2月28日引用)
- 26) 永生病院シーティング・クリニック：車いすシーティングのアセスメント. 廣瀬秀行・清宮清美（編）：障害者のシーティング. 三輪書店，東京，2014，pp.157-159.
- 27) 石濱裕規，岩谷清一，他：シーティング適合サービス向上のためのニーズ把握・効果判定・満足度調査. 第21回リハ工学カンファレンス発表論文集. 2006 : 125-126.
- 28) 南多摩地域リハビリテーション支援センター：車いすデータベース.
<http://www.c-rehab.com/wheelchair/> (2018年2月28日引用)
- 29) Demers L et al. : 井上剛伸，上村智子（訳）:QUEST 福祉用具満足度評価 第2版. 大学教育出版，岡山，2008.
- 30) Ishihama H, Iwaya S, et al.: Long-term effect of the needs-centered seating approach on the ADL. International Society of Physical & Rehabilitation Medicine ISPRM 9th World Congress. (Berlin). J Rehabil Med. 2015; 47(54) : 427.
- 31) 石濱裕規，安藤高朗：療養型施設におけるリハビリテーション 現状と課題. 総合リハ. 2017 ; 45 (11) : 1089-1097.